

横須賀港静穏度検討調査業務仕様書

横須賀港静穏度検討調査業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本調査は、横須賀港港湾計画の改訂に向けて、施設配置計画案に対して静穏度解析を実施し、波浪に対する施設利用の安全性について評価するものである。
2	履行期間	契約の日から令和3年3月15日
3	施行場所	横須賀市夏島町地先から野比2丁目地先まで
4	業務内容	別紙「特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「特記仕様書」のとおり
6	関係法規	港湾法ほか
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した静穏度検討調査業務及び波浪推算業務の契約を元請として締結し、完了した実績があること。 (2)本業務に従事する主任技術者は、技術士(総合技術監理部門「選択科目:建設-港湾及び空港」または建設部門「港湾及び空港」)の資格を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	みなと振興部 港湾整備課 宇野 佳朗(連絡先 046-822-9464)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

# 横須賀港静穏度検討調査業務

## 特記仕様書

横須賀市みなと振興部

## 1. 調査目的

本調査は、横須賀港港湾計画の改訂に向けて、施設配置計画案に対して静穏度解析を実施し、波浪に対する施設利用の安全性について評価するものである。

## 2. 業務仕様書

本書を最優先とし、本書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局」（最新版）の定めによるものとする。

なお、準拠マニュアルについては、

- ・「港湾の施設の技術上の基準・同解説 （公社）日本港湾協会」（最新版）
- ・「港湾計画書作成ガイドライン （公社）日本港湾協会」（最新版）
- ・「港内長周期波影響評価マニュアル （一財）沿岸技術研究センター」（最新版）

その他必要なガイドラインを用いることとするが、これにより難しい場合は、監督員と協議して決定すること。

## 3. 一般事項

- (1) 本業務に従事する主任技術者は、技術士（総合技術監理部門「選択科目：建設-港湾及び空港」または建設部門「港湾及び空港」）の資格を有すること。
- (2) 受託者が監督員に承認を求める場合は、文書によることとし、その回答も同様とする。
- (3) 業務の進捗状況等について、監督員と密に連絡を取り、業務が円滑に履行できるよう配慮すること。
- (4) 受託者は、印刷製本、トレース等の簡易業務以外の技術的判断を必要とする業務を第三者に請負わせてはならない。
- (5) 静穏度解析の条件設定にあたっては、現地をよく把握し、地形等の自然状況、技術的条件を考慮して、現地に合致する条件設定を行わなければならない。
- (6) 調査等で使用した引用文献等については、成果品に詳細に記述すること。

## 4. 調査場所

別添図面のとおり。

## 5. 履行期間

契約締結日から令和3年3月15日まで

## 6. 調査内容

静穏度検討調査 1式

### (1) 計画準備

本業務を行うにあたり、事前に業務全体の目的及び内容や横須賀港港湾計画改訂に向けた動向を把握し、関連資料の収集を行うものとする。また、業務の手順及び遂行に必要な事項の企画立案を行い、円滑に業務が進むよう調整等を行う。

### (2) 現地踏査

静穏度検討にあたって必要となる構造物の反射率等を適切に設定するため、現地の状況確認を行うものとする。

### (3) 気象・海象条件の整理

#### ① 潮位条件の整理

過去の潮位観測結果（海上保安庁の横須賀検潮所、国立研究開発法人 海上・港湾・空港技術研究所 港湾空港技術研究所の久里浜検潮所）を収集・整理し、朔望平均満潮位等の潮位条件を推算する。

#### ② 気象観測データの整理

通常時及び異常時の波浪推算を行うに当たり必要となる風観測データを収集・整理する。

また、港湾計画改訂に必要となる風向風速図を作成する。

#### ③ 波浪観測データの整理

通常時及び異常時の波浪推算を行うに当たり必要となる波浪観測データを収集・整理する。

### (4) 検討条件の設定

#### ① 通常時の波浪条件

横須賀港周辺海域の波浪観測結果（第二海堡、アシカ島）等から、横須賀港沖における通年の波向別波高周期出現頻度表を作成する。

なお、横須賀港を、波浪条件の異なる3地域（①追浜地区～走水地区、②鴨居地区～久里浜地区、③野比地区）に分けて、それぞれについて検討する。

#### ② 異常時の波浪条件

横須賀港周辺海域の波浪推算（スペクトル法及びSMB法等）を行い、横須賀港沖における波向別の確率沖波を算定する。

なお、横須賀港を、波浪条件の異なる3地域（①追浜地区～走水地区、②鴨居地区～久里浜地区、③野比地区）に分けて、それぞれについて検討する。

### (5) 通常時の静穏度検討

#### ① 波浪変形計算

各波向別に横須賀港沖から港口付近まではエネルギー平衡方程式等により、港内は

高山法またはブシネスク方程式法等の適切な数値シミュレーションモデルを用いて現況港形、改訂計画案の港形に対する波浪変形計算を行い、横須賀港内の各係留施設前面の波浪状況を評価する。なお、対象港形数は2港形（既定計画、新規計画）を想定しているが、実施にあたりケース数に変更が生じる場合は、監督員と別途協議するものとする。

#### ② 荷役稼働率算定

波浪変形計算結果を踏まえ、波向別波高周期出現頻度表から各係留施設の荷役稼働率を算定する。

### (6) 異常時の静穏度検討

各波向別に横須賀港沖から港口付近まではエネルギー平衡方程式等により、港内は高山法またはブシネスク方程式等の適切な数値シミュレーションモデルを用いて現況港形、改訂計画案の港形に対する波浪変形計算を行い、横須賀港内の各係留施設前面の波高を評価する。なお、対象港形数は2港形（既定計画、新規計画）を想定しているが、実施にあたりケース数に変更が生じる場合は、監督員と別途協議するものとする。

なお、久里浜地区の各係留施設については、長周期の“うねり”が進入してくるとの意見があることから、これに対して別途、検討条件を設定し、適切な数値シミュレーションモデルを用いて波高を評価すること。

### (7) 報告書作成

以上の検討をとりまとめて、報告書を作成する。

なお、報告書の冒頭に概要版を添付すること。

### (8) 協議・打合せ

協議・打合せは、事前協議、中間協議、最終報告の3回を基本とする。

## 7. 成果品

本委託における成果の提出物は以下のとおりとする。

- ・電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 1部
- ・報告書（製本、黒表紙金文字 A4判） 2部

※報告書をPDFに変換し、図面CADデータ、報告書の元データとともに同一CD-RもしくはDVD-Rに記録し、報告書に添付すること

## 8. 貸与品

- 1) 「横須賀港港湾計画港内静穏度調査業務委託報告書」平成17年3月
  - 2) 「横須賀港港湾環境現況調査業務報告書」令和2年3月
- その他、必要な貸与品については、監督員と協議の上、貸与すること

## 9. 設計調査業務実績データ

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 10. 支払方法

委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。

## 11. その他の事項

- (1) 本委託については、同時期に進める横須賀港の長期構想及び港湾計画改訂の検討状況を踏まえて進めること。
- (2) 本委託により知り得た内容については、いかなる場合においても他に漏洩してはならない。
- (3) 本委託内容について違算等が認められた場合には、受注者は本委託期間中、完了後にかかわらず速やかに訂正を行うこと。
- (4) 本仕様書に記載なき事項について、疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、決定すること。

業務位置図

